○環境省告示第二十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

環境大臣　大塚　珠代

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

平成二十八年三月十四日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

茨城県の区域のうち、鉾田市の全域

○東北地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第百二十二号県中都市計画道路事業三・四・二百六号須賀川駅並木町線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百二十二号酒田都市計画道路事業三・二・二号豊里十里塚線及び三・六・一号鶴田橋実小路線

三　事業施行期間　自平成九年十二月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千八百三十六号松本都市計画道路事業三・二・四十三号内環状南線

三　事業施行期間　自平成十一年十月十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区小渕字与孫二一四二番三から同市緑区小渕字大道下一九五三番まで	前	一〇・二〇～三一・四六メートル	一三〇・五六メートル
	後	一〇・二〇～三一・四六メートル	一三〇・五六メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊勢原市下糟屋字丸山二一八六番二から同市下糟屋字丸山二一八七番一まで	前	一四・五八～一五・六五メートル	一六・三三～一七・四〇キロメートル
	後	一四・五八～一五・六五メートル	一六・三三～一七・四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十四号	東京都文京区大塚二丁目三五番から同区大塚二丁目八番六地先まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十四日

○中国地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第九十四号田布施都市計画及び平生都市計画下水道事業田布施川流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年一月二十一日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし